

平成 30(2018)年度第 10 回大学院法務研究科（法科大学院）教授会議事録要旨

日 時： 平成 31(2019)年 2 月 13 日 (水) 14 時 01 分～14 時 29 分

場 所： 板橋校舎 1 号館 1-B108 教室兼会議室

構成員数： 8 名（定足数 4 名）

出席者： 6 名（定足数充足）

欠席者： 2 名

議 長： 植村栄治（法務研究科長）

議 案：

議案 1. 平成 30(2018)年度後期成績及び進級・修了判定について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、平成 30(2018)年度後期科目の成績、及び学年別 GPA 一覧（年間）について説明が為された。続いて、平成 30(2018)年度進級判定について、全員が GPA による進級要件を満たしている旨の説明が為された。審議の結果、進級要件を満たした者 4 年次生 1 名、5 年次生 4 名の合計 5 名の進級を合格判定とすることが承認となった。

続いて、平成 30(2018)年度修了判定について、審議の結果、修了要件を満たしている者 5 名の修了を合格判定することが承認となった。なお、5 名の内 4 名は修業年限未到達で修了要件が充足していること、4 名の内 1 名は修業年限を延長したゆえ該当しないが、3 名は修業年限短縮が可能である旨報告が為された。

議案 2. 平成 30(2018)年度学位記授与式総代・副総代の選考について

議長より、資料に基づき、総代・副総代の選考について、成績（入学時から修了までの GPA）を選考基準とし、上位 2 名を総代（1 名）および副総代（1 名）として選出する旨説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

議案 3. 2019 年度時間割（案）について

議長の指名により教務委員会委員長より、資料に基づき、2019 年度時間割（案）について、来年度唯一の履修者である 1 学生の希望を聴きながら設定した時間割であること、教員は全員が責任コマ数を満たす旨の説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

議案 4. 2019 年度法務研究科学習指導員態勢について

議長の指名により学生委員会委員長より、資料に基づき、2019 年度法務研究科学習指導員態勢について、これまでの現役弁護士の学習指導員が 1 名しか残らず、退職する 3 名の実務家教員を学習指導員として再雇用し併せて 4 名の態勢でいく旨提案が為された。また具体的な運営の方針として、1 週から 4 週まで担当者を固定化し、5 週まである月は、5 週目は実施しないものとする等の説明が為された。

審議の結果、2019 年度法務研究科学習指導員及び運営の方針の各提案について、教授会はこれを承認した。

議案 5. 名誉教授の推薦について

議長より、資料に基づき、2019 年 3 月 31 日付で退職となる 2 名の教授はともに法務研究科開設期の平成 16(2004)年度に着任で、今年度平成 30(2018)年度で勤続 15 年であると判断される、1 名は 2009 年度までみなし専任教授、もう 1 名は 2015 年度で退職後 2018 年度まで特任教授であったが、みなし

専任教授及び特任教授は「大東文化大学名誉教授規程」の授与基準にない、学務部に確認した結果、みなも専任教授及び特任教授は授与基準に当たる旨回答を得た、他方で、後者は2004年4月2日入職であり厳密には15年に満たない旨学務部から指摘された、後者の入職のいきさつについて、検事職に就いていた後者は、検事職の任官日、任・退官の時期（個人の意思に拠らない）と通常の年度の開始（4月1日）・終了（3月31日）との間にずれがあり、このため4月2日に本学法務研究科教授職に就いた経緯がある、当研究科教授会としては、両教授とも資料5の「大東文化大学名誉教授規程」第2条第1項第1号に基づき名誉教授の被推薦者に該当するものと判断し推薦したい旨説明された。

審議の結果、両教授の名誉教授の推薦について、教授会はこれを承認した。

議案6. 大東文化大学キャリアセンター規程の改正（案）について

議長より、資料に基づき、主な改正点は、運営委員を、各学科1名選出を各学部1名選出に変更することである旨説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

議案7. 大東文化大学特別研究費交付規程の改正（案）について

議長より、資料に基づき、主な改正点は、研究成果刊行物助成について、申請の偏りをなくすために教員の申請資格に前回の助成から3年を経ている等の制限を設けたこと、学外者との共著についての取扱いを明確にしたこと等である旨説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

議案8. 大東文化大学学長選考規程の改正（案）について

議長より、資料に基づき、主な改正点は、学長選挙の選挙権者における選挙権者に該当しない場合の対象・範囲を明確に表現する変更である旨説明が為された。審議の結果、教授会はこれを承認した。

報告事項：

1. 海外の大学（インド／キリスト大学）との交流協定書の締結（案）について

議長より資料に基づき、海外の大学（インド／キリスト大学）との交流協定書の締結（案）について説明が為された。

2. 大東文化大学大学院学則第56条に基づく学長賞表彰の推薦について

議長より、学業優秀または称賛に値する学生を表彰する学長賞に相当する学生がいれば推薦願いたい旨呼びかけられた。

3. 2019年度法務研究科各種委員会委員及び大学・法人各種委員会委員の選出について

議長より、2019年度法務研究科各種委員会委員及び大学・法人各種委員会委員の選出について、法務研究科の各種委員会については、移籍する教員からも教務主任として関与を得られるが、大学・法人各種委員会については、来年度は法務研究科の教員は3名のみであり、1名は副学長のため選出できず、2名で全ての委員会に対応していく必要がある、大学の研究室検討委員会委員、学長選挙等選挙管理委員会委員、図書館運営委員会委員、学園の学園情報化推進委員会委員、教員懲戒委員について2名で割り振る選出案が出された。なお、本委員の任期は、1名の退職、もう1名の学部移籍により、2019年度一杯となる旨説明が為された。

4. 平成30（2018）年度関連当事者との取引調査について

議長より、平成30（2018）年度における、本学園の教職員が出資割合の2分の1を超える会社、あるいは意思決定機関の過半を占めている法人に属し、本学園と取引がある、あるいはあった場合、資料の通り調査票を提出する必要があるため、該当者は本日中に事務室まで申し出られたい旨依頼が為された。

予定された議案の審議及び報告がすべて終了したので、議長は 16 時 29 分閉会を宣した。

以上